

事業系ごみの処理方法



事業系ごみ減量化の基本方針



電力制限に伴うごみの減量に協力しましょう

東日本大震災により、今年の7月から9月までは、深刻な電力不足が予想されます。碓氷川クリーンセンターでは大口需要者として経済産業省より15%の電力制限の命令があり目標達成のため運転形態を変え積極的に対応いたしますが、今まで通りの処理が難しい状況が予想されます。事業者の皆様には、節電対策の一環としてごみの減量化・排出抑制にご協力をお願いします。

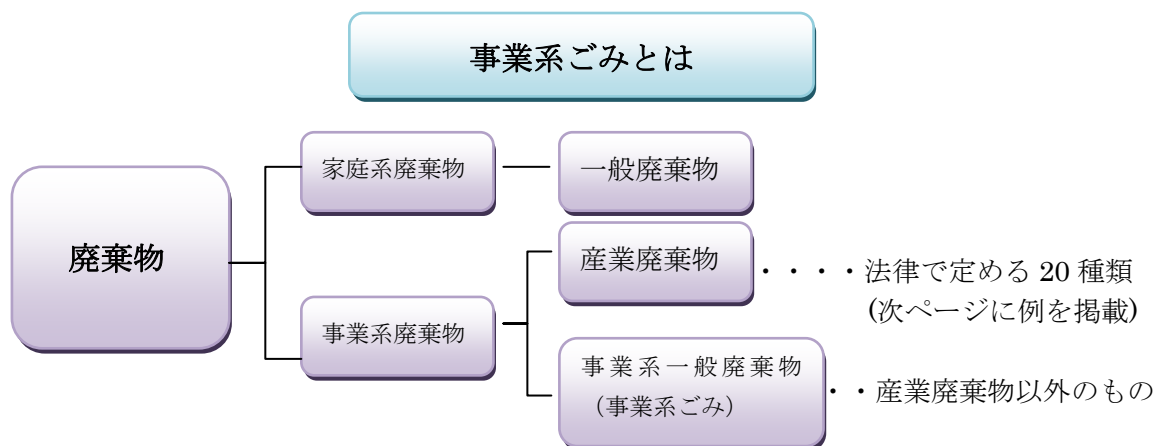
リサイクルを推進しよう

資源には、限りがあるとともに、資源の消費が地球環境問題の原因となります。ごみを減らし、リサイクルを推進することは、事業所を含めた市民一人ひとりが真剣に考えるべき重要な課題なのです。安中市も平成21年3月に新市として一般廃棄物処理基本計画を策定し、その基本目標に「資源循環型社会」への転換を定め、市民・事業者・行政が一体となって取り組むことを目標としています。

事業系ごみの排出量推移

安中市の事業系ごみの過去5年間の排出量推移です。過去5年間毎年4千トン前後で推移しており、今後減少にむけた取り組みが重要です。

年 度	事業系ごみ処理量	総 処 理 量	事業系ごみの割合
平成18年度	3,940トン	23,759トン	16.58%
平成19年度	4,105トン	23,413トン	17.53%
平成20年度	3,790トン	23,161トン	16.36%
平成21年度	3,590トン	22,875トン	15.69%
平成22年度	3,651トン	22,732トン	16.06%



産業廃棄物の種類及び具体例

区 分	種 類	具 体 例
あらゆる事業活動に伴うもの	1. 燃え殻	石炭殻、灰かす、焼却残灰、その他焼却かす
	2. 汚泥	製紙スラッジ、ビルピット汚泥、活性汚泥、排水処理汚泥、カーバイトかす、ソーダ灰かす、赤泥など
	3. 廃油	潤滑油、切削油、洗浄油、絶縁油、硫酸ピッチなど
	4. 廃酸	無機廃油（硫酸、塩酸、硝酸など）、有機廃酸（ギ酸、酢酸、シュウ酸など）、アルコール発酵廃液など
	5. 廃アルカリ	アルカリ性めっき廃液、金属石鹼廃液、廃ソーダ液など
	6. 廃プラスチック類	廃ポリウレタン、廃スチロール、廃農業用フィルム、配合成建材、合成繊維くず、合成ゴムくずなど
	7. ゴムくず	天然ゴムくず（合成ゴムは廃プラスチック類になる）
	8. 金属くず	鉄くず、ブリキ・トタンくず、切削・研磨くずなど
	9. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず（廃空き瓶、板ガラスくずなど）、コンクリートくず（製造過程で出るコンクリートブロックくずなど）、陶磁器くず（耐火レンガくずなど）、石膏ボード
	10. 銧さい	溶銧炉の残さい、不良銧石、鋳物廃砂など
	11. がれき類	コンクリート・レンガ・アスファルト破片など
12. ばいじん	大気汚染防止法に定める煤煙施設、又は産業廃棄物焼却施設において発生する不要物	
特定の事業活動に伴うもの	13. 紙くず	建設業（建物などの新築、改築又は除去）、パルプ製造業、製糸業、新聞業、出版業などから生じる紙くず、印刷くず、製本くず、裁断くずなど
	14. 木くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去）、木材又は木製品製造業などから生じる廃木材、木製パレット、おがくずなど
	15. 繊維くず	建設業（建物などの新築、改築又は除去）、繊維工業から生じる畳、じゅうたん、木綿くず、羊毛くず、麻くずなどの天然繊維くず
	16. 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において生じる動物性残渣（魚・獣の骨、皮、あらなど）又は植物性残渣（醸造かす、発酵かす、あめかすなど）
	17. 動物系固形不要物	と畜場においてと殺、解体した獣畜、食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に関する固形状の不要物
	18. 動物のふん尿	畜産農業において生じる動物のふん尿
	19. 動物死体	畜産農業において生じる動物の死体
20. その他	上記の産業廃棄物を処理したもので、上記以外のもの(コンクリート固化物など)	

事業系ごみの処理について

ごみの処理責任

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条において、事業活動から発生したごみは、排出した事業者が自らの責任で適正に処理しなければならないと定められています。なお、不適正処理した場合は、懲役もしくは罰金等に処せられます。

また、「安中市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例」第7条において、事業者は、その事業活動によって生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理するものとし、廃棄物の減量、再利用等その他適正な処理の確保に関し、市の施策に協力しなければならないと定められています。

ごみの処理方法

地域ごみステーション



- ・事業系ごみは、地域のごみステーションには出せません。地域のごみステーションは、地域の住民の一般家庭ごみを対象にして設置しております。一般家庭ごみ以外は出せませんのでご注意ください。
- ・事業系ごみ（次ページの処理できるごみ）は、碓氷川クリーンセンターへの自己搬入あるいは、許可業者に依頼するなど適切に処理してください。
- ・碓氷川クリーンセンターで処理できないごみや産業廃棄物は、許可業者へ委託して適正に処理してください。

注意

不法投棄は犯罪

- ・ごみの不法投棄は、犯罪になります。ごみをみだりに投棄すると「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第25条で5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金又は併科に処せられます。

無許可業者に依頼しない

- ・事業系ごみや産業廃棄物は、事業者が適正に処分することが法律で義務づけられています。しかし、自ら処分することが困難な場合は、一般廃棄物又は産業廃棄物許可業者に委託処理することができます。無許可業者に委託処理した場合は、上記と同様の処罰を受けます。

資源物の持ち去り対策

- ・最近ごみ箱のごみ（資源ごみ）の持ち去り等が増えていますので、管理を徹底し持ち去りの防止対策を充分に行ってください。また事業系の飲料容器（アルミ缶・スチール缶・ペットボトル）の処理を許可のない個人に依頼することは、法律で禁止されています。

エコスポットに入れないで

- ・安中市内20ヶ所にあるエコスポット（ペットボトル・空き缶回収機）は、一般家庭から出る飲料容器を対象にしております。事業系ごみ（事業所等に設置した飲料用自動販売機から出るごみを含む）は入れられませんので、事業者及び設置者が適切に処分してください。

碓氷川クリーンセンターで処理できる事業系ごみ

事業系ごみの中でも碓氷川クリーンセンターでは、下記のごみが処理できるごみの主なものです。詳しくは電話でご確認ください。



紙くず

ダンボール、新聞、雑誌、紙パック、オフィス紙、ミックスペーパーなど
※リサイクルが可能です。6頁をご覧ください。



木くず

事業所等の木の枝・剪定枝（幹の太さ5cm以下で長さ50cm以下）を事業者自らが搬入する場合、新築工事・木製品製造業での端材など
※有料になりますがリサイクルが可能です。6頁をご覧ください。



繊維くず

作業服類、タオル、おしぼり、軍手、帽子、裁断くず、ウェスなど



金属くず

飲料用の缶、商品の入った缶類（中身を使い切り水洗いする）など



ガラスくず

飲料用のビン、商品の入ったビン類（中身を使い切り水洗いする）など



動植物性残渣

食堂や弁当の残飯、除草後の草及び落ち葉で事業者自らが搬入する場合など

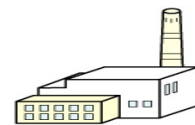


下記のごみは、碓氷川クリーンセンターでは処分できませんのでご注意ください。

- ◎木くず・・・家屋の解体・除去に伴う廃材、パレット、梱包用木材など
 - ◎繊維くず・・・製畳業者・内装業者が客先から引き上げてきた畳など
 - ◎廃プラスチック類・・・梱包材の発泡スチロール、ビニールシート、農業用ビニール製品
医療機関の紙おむつ、ポリタンク、散水用水タンクなど
 - ◎金属くず・・・大量のスプレー缶、ガスボンベなど
 - ◎ガラスくず・・・蛍光管、断熱材（グラスウール）など
 - ◎乾電池・・・マンガン乾電池、アルカリ乾電池、小型充電式電池など
- ※その他、石膏ボード等の処理困難物もございますので詳しくは、下記までご連絡ください。

問合せ → 碓氷川クリーンセンター 電話 381-0747

碓氷川クリーンセンターの処理手数料及び搬入時間



◆処理手数料

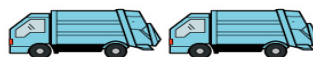
事業系ごみの処理手数料は、10キログラム当たり105円（消費税込）です

◆搬入時間

祝日を含む月曜日～金曜日
(年末年始を除く)

午前8時30分～午前11時30分
午後1時～午後4時30分

一般廃棄物収集運搬許可業者一覧



事業系ごみを自己搬入できない場合は、下記業者にご相談ください。(有料)

許可業者 (50音順)	電話番号	許可業者 (50音順)	電話番号
(社)安中市シルバー人材センター	027-380-5112	群馬環境開発(株)	027-326-6751
(有)安中ハイゼーン	027-381-3319	(株)ぐんま東庄	027-323-5331
イマイクリーン	027-393-0117	(有)栄興業	0274-63-6510
確氷清掃サービス(株)	027-381-3313	白井商店	027-385-7790
(有)環境リブテック	027-378-2569	(有)西毛清掃	027-393-1421
(有)クリーンサービス	0274-64-3534	(有)平井商店	0274-23-3869
(株)群成舎	027-362-5533	(株)丸越	027-231-0709

事業系ごみの減量化の方策

事業者は商品の供給者の立場だけでなく、その活動においてもものを大量に消費し廃棄することが必要となる場合もあることから、ごみの減量化・資源化に対する役割は非常に重要なものとなっており、次ぎの事項について積極的に取り組む必要があります。

- ◎事業系ごみの資源化ルートを確立するとともに、リサイクルの推進や分別排出等について、従業員のごみ処理に対する意識の高揚を図りましょう。
- ◎販売店は、過剰包装防止に努め、マイバックの持参を推奨しレジ袋を削減しましょう。
- ◎容器包装リサイクル法を遵守しましょう。
- ◎使い捨て商品をなるべく作らないようにしましょう。
- ◎食品廃棄物の水切りの徹底、生ごみ処理機器の活用によりごみの減量化に努めましょう。

事業系ごみの具体的減量方法

事業系ごみの中で、発生割合の高い「紙類」「生ごみ」について、以下の減量ポイントを参考にしてください。

紙類

オフィスのごみの大部分が紙類でリサイクル可能です。



◆紙類の発生抑制ポイント

- ・Eメールなどの情報機器の活用によるペーパーレス化を推進しましょう。
- ・両面コピーを推進し紙の無駄を省きましょう。
- ・ミスコピーの防止のため、コピー機を使ったらリセットしましょう。
- ・裏面が使える紙は再利用しましょう。

- ・書類の共有化・一元化を図り資料の削減を図りましょう。

◆紙類のリサイクルポイント

- ・ほとんどの紙類は、リサイクルが可能です。ごみにしないで必ずリサイクルしましょう。
コピー紙、チラシ、パンフレット、紙袋、封筒、名刺、包装紙等がリサイクルできます。
ただし、リサイクルには個人情報に対する十分な注意が必要になります。
- ・紙類は新聞紙、ダンボール、雑がみの3種類に分けまとまったら紙紐で縛りましょう。
ビニール紐を使うと紐がごみになり、リサイクルの妨げになります。
- ・機密書類もリサイクルできます。
市内にも、機密書類のリサイクル業者（有料）があります。
- ・手元分別を徹底する。
分別は、一人一人の手元ですぐやるのが基本です。わかりやすい回収容器を設置し混ざらない仕組みを作ってください。

生ごみ

生ごみは工夫次第で減量できます。



◆生ごみ対策は、無駄を出さないことから。

- ・コスト管理と分析を徹底しましょう。
食材の残り、売れ残りの生鮮品、作りすぎた食品、食べ残しの多いメニュー等を減らし、廃棄処分されるものを減らすようにしてください。
- ・水切りを徹底しましょう。
生ごみの重量の大半が水分ですから、水切りを徹底することによりかなり減量出来ます。
- ・生ごみ処理機器を利用しましょう。
コンポスト型、消滅型、炭化型など、生ごみ処理機器には、様々の種類がありこれらを活用することにより減量の効果が上がります。

事業系ごみのリサイクル業者一覧



搬出段階で分別を徹底することにより、ほとんどのものがリサイクル可能になります。資源の有効利用のためにリサイクルを進めましょう。

下記の業者が資源リサイクルを実施しておりますので処理費用等ご相談ください。特に紙類は、有価物として処理費用が掛からない場合もあります。積極的にリサイクルを進めましょう。

ごみの種類	リサイクル業者名	住 所	電 話 番 号
紙 類	ウブカタ資源(株)	安中市鷺宮 857 番地 1	027-381-3737
紙類(機密書類)	日本フォレスト(株)	安中市郷原 2996 番地 2	027-380-2366
金属くず	掛川商事(株)	安中市中宿 986 番地	027-381-1035
	(有)屋敷治二商店	安中市安中 5 丁目 1 番 39 号	027-382-3434
木くず がれき類	(株)エコ・プロセス	安中市中野谷 3617 番地 1	027-382-6886
	大和建设(株)安中事業所	安中市大谷 1233 番地 1	027-381-1070

ごみの出し方Q&A

質問 1

事業所とは？



回答 1

飲食店、店舗、事務所、病院、介護施設、デパート、スーパー、コンビニ、学習塾、ホテル、銀行、公共機関などが該当します。

質問 2

事業所で出た、ダンボール、新聞、雑誌、オフィス紙、ミックスペーパー等紙類は量が少ないので、ゴミステーションに出せるの？

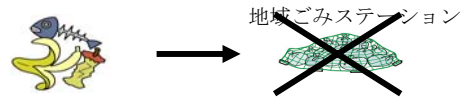


回答 2

事業所から出た紙類は一般廃棄物ですが事業系一般廃棄物（事業系ごみ）であり、量が多い少ないにかかわらず地域のごみステーションには出せません。ほとんどの紙類はリサイクル可能であり、6 ページにあるリサイクル業者に相談し、ごみの減量化にご協力ください。

質問 3

飲食店やスーパー等で出た残飯はゴミステーションに出せるか？



回答 3

残飯は一般廃棄物ですが事業系一般廃棄物（事業系ごみ）であり、地域のごみステーションには出せません。また、食品リサイクル法の施行により、食品関連事業者には減量・リサイクルが義務づけられています。生ごみ処理機器の利用等によるリサイクルに協力をお願いします。

質問 4

事業所で働く人が昼食時に買った弁当や飲み物のごみはゴミステーションに出せるか？



回答 4

事業所から排出する場合は事業系ごみとなり、地域のごみステーションには出せません。飲み物に関しては、自動販売機の設置業者に引き取ってもらうかリサイクル業者に依頼してリサイクルしてください。

質問 5

事業所で交換した古い蛍光灯や白熱電球はどうするの？



回答 5

事業所で出た蛍光灯や白熱電球は産業廃棄物になります。交換時に購入した電気屋に引き取ってもらうか産業廃棄物許可業者に委託して処理してください。

質問 6

自社の敷地内なら、焼却や埋め立ては出来ますか？



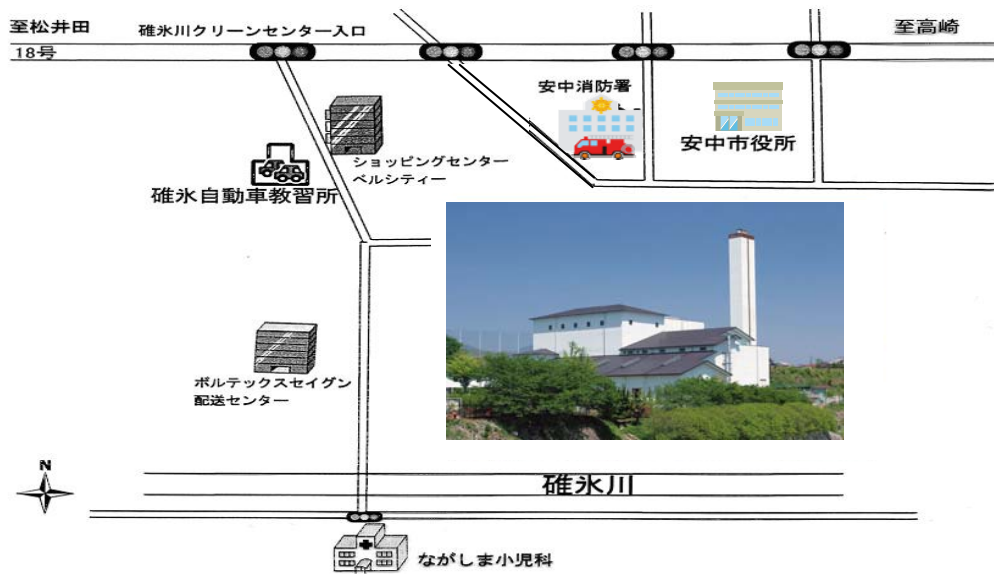
回答 6

廃棄物処理法では、許可のない焼却や埋め立てを禁止しており、これに違反した場合は処罰されますので、絶対に行わないようにしてください。

一般廃棄物処理基本計画について

安中市では平成21年3月に一般廃棄物処理基本計画（ホームページより閲覧可能）を策定しました。その計画でごみの排出量を基準年度の平成18年度から最終目標年度の平成35年までに15%削減する目標を掲げました。この目標を達成するには事業者の方々の協力が大切であり、今までより更に一歩進んだリフューズ（いらぬものは断る）・リデュース（ごみの発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（ごみの再生利用）のいわゆる4Rの取り組みが重要であります。今後も市のごみ減量化にご協力ください。

碓氷川クリーンセンター案内図



問合せ 本庁環境推進課廃棄物対策係・支所地域振興課管理係（TEL 382-1111）
碓氷川クリーンセンター（TEL 381-0747）